

## 新病院整備事業の進捗状況について

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

新病院整備事業については、平成 26 年 9 月 22 日に新病院を開院し、その後、旧病院の解体工事を進めてきましたが、この度、解体工事が完了しましたので、その跡地において駐車場等の整備を行うものです。

### 2. 内容

#### (1) 旧病院解体の完了

市立枚方市民病院改築工事（旧病院解体工事）は、平成 26 年 8 月 27 日に契約締結して工事を進めてきましたが、平成 27 年 10 月 30 日に完了しました。なお、本工事は下記のとおり変更契約を行っています。

変更前契約金額：582,984,000円

変更後契約金額：609,475,320円（26,491,320円増額）

変更理由：土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌（ふっ素及びその化合物）の存在が確認され、その除却・処分が必要になったため。

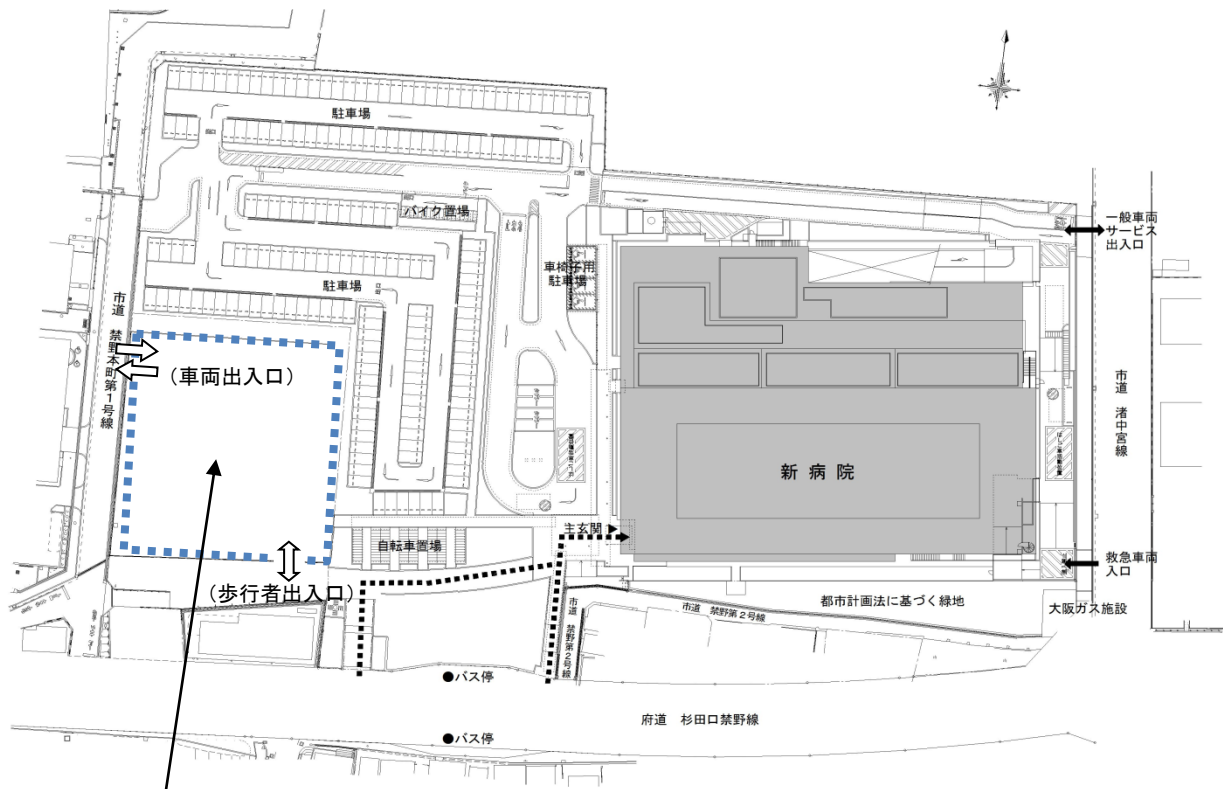
#### (2) 跡地整備の着手

平成 27 年 10 月 1 日に下記のとおり工事の契約締結を行い、11 月から旧病院の跡地整備に着手しました。工事期間は平成 28 年 12 月 15 日までです。

工事名称	受注者	契約金額
市立ひらかた病院 駐車場等整備工事	河本興業株式会社	300,410,640円
市立ひらかた病院 駐車場等整備工事に伴う建築工事	株式会社昌栄工務店	85,320,000円
市立ひらかた病院 駐車場等整備工事に伴う電気設備工事	株式会社橋電気工事	65,721,240円
	合 計	451,451,880円

〈上記工事における整備内容〉

- ・ 駐車場、ロータリー等の整備  
（平成28年8月頃に部分引渡しを受け、その後新病院駐車場を供用開始する予定）
- ・ 自転車置場、正面広場の整備
- ・ 雨水流出抑制施設の整備等



新病院駐車場の供用開始までの間、仮設駐車場として使用する予定です。

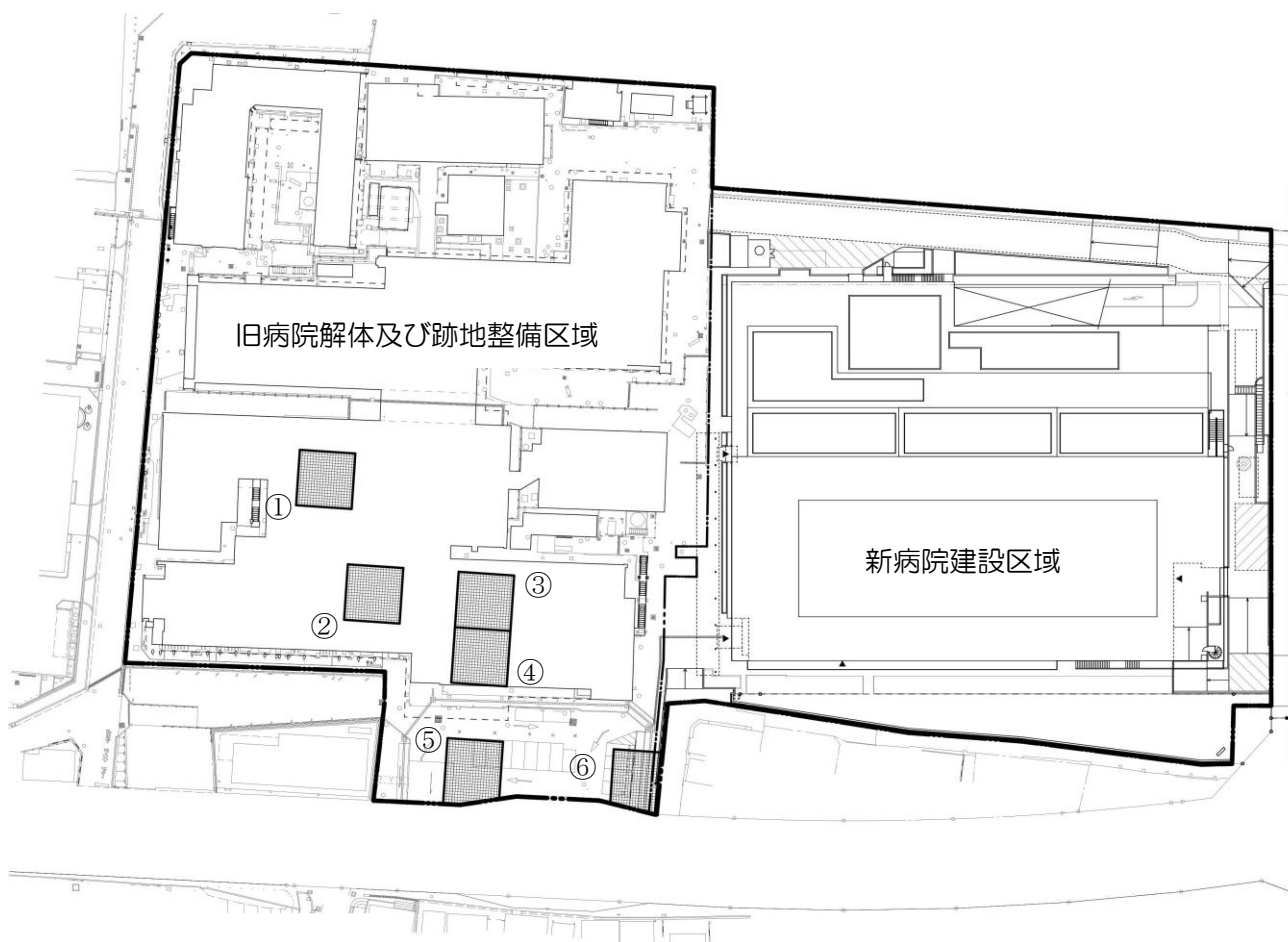



跡地整備後のイメージ

### 3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 No. 30 生命を支える医療体制を強化する

(参考図)



 土壤汚染対策法に基づき土壤汚染状況調査を行った結果、基準不適合土壤が確認され、「形質変更所要届出区域」に指定された区画。・・・6区画

※ 形質変更所要届出区域

- ・ 基準に不適合な土壤があるが、健康被害が生ずるおそれはない区画。
- ・ 区画内で掘削工事等を行う場合は、届出を行い定められた基準に則って施工することが必要。

6区画うち①～④について、解体工事において汚染土壤を除却・処分。